

## 参考資料]

### 平成13年度におけるISO9000s適用工事等の具体的な試行方法について

#### 1 対象工事等

##### (1)一般競争入札方式による建設工事

技術的難易度が高い工事を中心に全体発注予定工事の4分の1程度を対象とするものとする。

##### (2)公募型指名競争入札方式による建設工事

技術的難易度が高い工事を中心に、企業の認証取得状況を勘案しつつ、対象工事を一般競争入札方式と同数程度選定するものとする。

##### (3)工事希望型指名競争入札方式による建設工事

技術的難易度が高い工事を中心に、企業の認証取得状況を勘案しつつ、対象工事を少数選定するものとする。

##### (4)建設コンサルタント業務等

特に品質保証が求められる業務を中心に、対象業務を少数選定するものとする。

#### 2 競争参加資格及び参加資格

##### (1)適用規格

###### 1)建設工事の場合

JIS Z 9901-1994(ISO9001:1994)、JIS Z 9902-1994(ISO9002:1994)またはJIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証取得を競争参加資格とするものとする。

###### 2)建設コンサルタント業務等の場合

JIS Z 9901-1994(ISO9001:1994)またはJIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証取得を(競争)参加資格とするものとする。ただし、建設コンサルタント業務等のうち、単純な測量、地質調査業務については、原則としてJIS Z 9902-1994(ISO9002:1994)を適用することができるものとする。

##### (2)審査登録機関の取り扱い

(財)日本適合性認定協会(JAB)、またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。

##### (3)認証範囲の取り扱い

当該工事を実際に施工する、または当該業務を実施する(以下「担当する」とら)組織が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとする。なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、すべての組織が認証範囲に含まれることを条件とするものとするが、各組織ごとに別々に当該適用規格を認証取得していてもよいものとする。

##### (4)認証取得の確認方法

## 1)建設工事の場合

### 一般競争入札方式の場合

入札参加希望者は、申請書及び資料提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、申請書及び資料提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、申請書及び資料を提出することができるが、開札の時ににおいて当該適用規格を認証取得していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには開札の時ににおいて認証取得していなければならないものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

### 公募型指名競争入札方式の場合

入札参加希望者は、技術資料提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、技術資料提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、技術資料を提出することができるが、指名通知日において当該適用規格を認証取得していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには指名通知日において認証取得していなければならないものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

### 工事希望型指名競争入札方式の場合

技術資料の提出を求める業者を選択する際に、あらかじめその業者が当該適用規格を認証取得していること、または指名通知日までに認証取得する見込みがあることを書面により確認するものとする。

入札参加希望者は、技術資料提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、技術資料提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、技術資料を提出することができるが、指名通知日において当該適用規格を認証取得していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには指名通知日において認証取得していなければならないものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

## 2)建設コンサルタント業務等の場合

### 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合

プロポーザル参加希望者は、参加表明書提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、参加表明書提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、参加表明書を提出することができるが、技術提案書提出時ににおいて当該適用規格を認証取得していることを条件として参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が技術提案書を提出するためには、技術提案書提出時ににおいて認証取得していなければならないものとする。

なお、当該業務を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認

証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

#### 標準プロポーザル方式の場合

技術提案書の提出を求める者を選定する際に、あらかじめその者が当該適用規格を認証取得していること、または技術提案書提出時までには認証取得する見込みがあることを書面により確認するものとする。

プロポーザル参加希望者は、意思表示書提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、意思表示書提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、技術提案書を提出することができるが、技術提案書提出時において当該適用規格を認証取得していることを条件として参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が技術提案書を提出するためには、技術提案書提出時において認証取得していなければならないものとする。

なお、当該業務を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

#### 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合

入札参加希望者は、参加表明書提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、参加表明書提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、参加表明書を提出することができるが、開札の時において当該適用規格を認証取得していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において認証取得しておりかつ指名されなければならないものとする。

なお、当該業務を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

#### 通常指名競争入札方式の場合

指名通知を行う際に、あらかじめその者が当該適用規格を認証取得していること、または開札の時までに認証取得する見込みがあることを書面により確認するものとする。

入札参加希望者は、意思表示書提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、意思表示書提出時に当該適用規格を認証取得していない場合にも、競争に参加することができるが、開札の時において当該適用規格を認証取得していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において認証取得していなければならないものとする。

なお、当該業務を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとの書類を提出するものとする。

### 3)提出書類

以下のすべてを提出するものとする。ただし、、及びに関しては、の登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、この限りではない。

当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

当該工事等を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類

認証取得している事業活動が、当該工事等の内容に一致していることを示す書類

建設コンサルタント業務等において、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)を認証取得している場

合は、規格要求事項の適用除外項目に「設計・開発」が含まれていないことを示す書類。ただし、JIS Z 9902-1994(SO9002:1994)を適用することができる単純な測量、地質調査業務については、この限りではない。

#### 4)その他

(競争)参加資格としての認証取得の確認は、原則として、競争参加資格の確認結果の通知、指名通知及び技術提案書の選定通知をもって行うものとするが、当該適用規格については、建設工事においては完成を確認するための検査の完了時まで、建設コンサルタント業務等においては業務の完了を確認するための検査の完了時までの間、引き続き認証取得しているものとする。なお、当該条件を満たすことが不可能と見込まれるとき、もしくは不可能となったときは、速やかに監督または調査職員(以下「監督職員等」という)に申し出るものとする。

### 3 受注者の品質システム文書の取り扱い

#### (1)受注者が提出する品質システム文書

ISO9000シリーズの認証取得を条件とする工事等の受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工事品質計画書または当該業務品質計画書(以下「当該工事等品質計画書」という)を(4)の提出期限までに監督職員等に提出するものとする。

なお、当該工事等を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事等品質計画書を作成し、監督職員等に提出するものとする。

#### (2)当該工事等品質計画書への特記事項

当該工事等を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事等品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。

#### (3)従来の施工計画書または業務計画書(以下「施工計画書等」という)の取り扱い

受注者は、従来どおり施工計画書等を提出するものとする。ただし、施工計画書等と当該工事等品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成してもよいものとする。

#### (4)当該工事等品質計画書の提出期間

建設工事については、施工計画書と同様に工事に着手する前までに提出するものとする。

建設コンサルタント業務等については、業務計画書と同様に契約締結後15日以内に提出するものとする。

### 4 共同企業体及び設計共同体の取り扱い

#### (1)共同企業体及び設計共同体の認証取得の取り扱い

##### 1)建設工事の場合

原則として、甲型特定建設工事共同企業体についてはその代表者が、甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という)が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとする。乙

型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体については、原則として、共同体のすべての構成員が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとする。

2)建設コンサルタント業務等の場合

設計共同体については、原則として、共同体のすべての構成員が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとする。

(2)共同企業体及び設計共同体の認証取得の確認方法

1)建設工事の場合

甲型特定建設工事共同企業体の代表者及び甲型経常建設共同企業体における出資比率が最大の者等は、一般競争入札方式の場合には申請書及び資料提出時に、公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式の場合には技術資料提出時に、当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

また、乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体については、各構成員ごとに認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

上記の期限までに認証取得していない場合については、2(4)1)と同様に取り扱うものとする。

2)建設コンサルタント業務等の場合

設計共同体については、各構成員が、参加表明書提出時に当該適用規格を認証取得していることを示す書類を提出し、認証取得の有無について確認を受けるものとする。

上記の期限までに認証取得していない場合については、2(4)2)と同様に取り扱うものとする。

(3)共同企業体及び設計共同体が提出する品質システム文書

1)建設工事の場合

甲型特定建設工事共同企業体についてはその代表者の、甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者等の、品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。共同企業体は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、共同企業体として当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体は、工事着手前に各構成員の品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

2)建設コンサルタント業務等の場合

設計共同体は、各構成員の品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、各構成員の当該業務品質計画書を調査職員に提出するものとする。

(4)共同企業体及び設計共同体の当該工事等品質計画書への特記事項

1)建設工事の場合

甲型特定建設工事共同企業体についてはその代表者の、甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書には、代表者または出資比率が最大の者等と構成員の関係を明確に記述するものとする。

乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体の代表者を含む各構成員は、当

該工物品質計画書に各構成員との関係を明確にするものとする。特に、各構成員に分担された工事の進め方等について、当該工物品質計画書に記述するものとする。

## 2)建設コンサルタント業務等の場合

設計共同体の代表者を含む各構成員は、当該業務品質計画書に各構成員との関係を明確にするものとする。特に、各構成員に分担された業務の進め方等について、当該業務品質計画書に記述するものとする。

## 5 適用工事における監督業務の内容

### (1)監督業務の変更点

従来の監督業務のうち「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認(段階確認)」、「工事施工の立会い」については、原則として、以下に従い試行的に請負者の自主検査記録の確認に置き換えるものとする。また、適切な時期に、(2)に従い請負者の品質システム運用状況を確認あるいは把握することにより、今回試行する受発注者間の役割分担のあり方について検証するものとする。

#### 1)指定材料の確認

工事で用いるすべての材料(契約図書で指定するものを除く。)について、品質規格の試験、立会い、または確認を、請負者の自主検査記録の確認に置き換えるものとする。

#### 2)段階確認

「工事施工状況の確認(段階確認)」については、その性格等から表-1の考え方にに基づき、請負者の自主検査記録の確認に置き換える等の方法をとるものとする。なお、土木工事において「その他の項目」に属する「鉄筋組立状況」の確認については、従前どおり「段階確認」を実施するものとするが、「確認の程度」は従来の半分程度とするものとする。

表 - 1 項目の区分別の確認方法

	項目の区分	確認する方法
	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	従前どおり「段階確認」を実施
	あらかじめ試験矢板、試験杭の施工を行うことになっている項目	試験矢板、試験杭については、従前どおり「段階確認」を実施し、それ以降の矢板、杭については、請負者の自主検査記録を適切な時期にサンプリングによって確認
	確認の程度が1回/1工事、1回/1構造物等と定められている項目	請負者の自主検査記録を適切な時期に確認
	その他の項目	請負者の自主検査記録を、適切な時期にサンプリングによって確認

#### 3)工事施工の立会い

設計図書で規定される「工事施工の立会い」については、上記2)と同様の考え方で取り扱うものとする。

## (2)請負者の品質システム運用状況の確認 把握

EO9000シリーズ適用工事においては、試行的に監督業務の一部を請負者の自主検査等に委ねるものとするが、以下に従い、請負者の現場における品質システムの運用状況を確認あるいは把握するものとする。

### 1)請負者の品質システムの把握(工事着手前、各計画書変更時)

当該工事における品質計画書または施工計画書に記載された品質計画を把握するものとする。

### 2)請負者の品質システム運用状況の確認 把握(工事施工中)

#### 自主検査の記録

適切な時期にサンプリング等により、請負者の自主検査記録を確認し、請負者に要求した自主検査が、品質計画どおり実施され、不適合がないかどうかを確認するものとする。不適合があった場合は、必要な指示を行うものとする。

#### 自主検査に関連する記録

適切な時期にサンプリングにより、請負者に要求した自主検査に関連する記録を把握し、請負者の品質システムの運用が品質計画どおり実施されているかを把握するものとする。不適合があった場合は、必要な指摘を行うものとする。

自主検査に関連する記録として、平成13年度のEO9000シリーズ適用工事において要求する記録は、「トレーサビリティの管理記録」及び「検査・測定及び試験装置の管理記録」とするものとする。

#### 内部品質監査の記録

内部品質監査の実施を要求し、実施の有無を把握するものとする。また、内部品質監査の記録を把握するものとする。不適合があった場合は、必要な指摘を行うものとする。

なお、～ の中で不適合に関する記録があれば、不適合処置記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

## (3)検査時の提出書類

監督業務のうち、請負者の自主検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅されている場合に限り発注者が承諾の上、指定様式等によらず請負者の自主検査記録等の様式により提出してもよいものとする。

## 6 適用業務における受注者の品質システム運用状況の把握

### (1)建設コンサルタント業務

#### 1)受注者の品質システムの把握(業務着手前、各計画書変更時)

当該業務における品質計画書又は業務計画書に記載されたソフトウェア管理計画と内部品質監査計画を把握するものとする。なお、環境調査がある場合は、検査・試験装置の管理計画を含むものとする。

#### 2)受注者の品質システム運用状況の把握(業務実施中)

適切な時期に受注者の品質活動を把握し、品質計画どおり運用され、不適合がないかどうかを把握するものとする。不適合があった場合は、必要な指摘を行うものとする。

把握する記録は、以下のとおりである。

ソフトウェア管理の記録

品質活動の記録として、平成13年度のISO9000シリーズ適用業務において要求する記録は、「使用する技術計算ソフトの管理記録」とするものとする。なお、技術計算ソフトとは設計業務に特化して使用する技術計算用ソフトウェアであり、ワープロ、表計算ソフト等の汎用的なソフトウェアは除くこととする。また、環境調査がある場合は、「検査・試験装置の管理記録」も対象とする。

内部品質監査の記録  
内部品質監査の実施を要求し、実施の有無を把握するものとする。また、内部品質監査結果の内容を把握するものとする。

なお、及びの中で不適合に関する記録があれば、不適合処置記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

## (2) 測量及び地質調査業務

### 1) 請負者の品質システムの把握 (業務着手前、各計画書変更時)

当該業務における品質計画書又は業務計画書に記載された検査・試験装置の管理計画と内部品質監査計画を把握するものとする。

### 2) 請負者の品質システム運用状況の把握 (業務実施中)

適切な時期に請負者の品質活動を把握し、品質計画どおり運用され、不適合がないかどうかを把握するものとする。不適合があった場合は、必要な指摘を行うものとする。

把握する記録は、以下のとおりである。

#### 検査・試験装置管理の記録

品質活動の記録として、平成13年度のISO9000シリーズ適用業務において要求する記録は、「検査・試験装置の管理記録」とするものとする。

#### 内部品質監査の記録

内部品質監査の実施を要求し、実施の有無を把握するものとする。また、内部品質監査結果の内容を把握するものとする。

なお、及びの中で不適合に関する記録があれば、不適合処置記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。